

仕様書

1 契約内容

- (1) 委託契約内容
中央食肉衛生検査所 庁舎清掃委託業務
- (2) 委託期間
令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (3) 清掃日
月、火、水、金、土 ※公休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く
- (4) 清掃時間
午前8時30分～午後5時のうち7時間 ※土曜日は8時30分～12時
- (5) その他
清掃にかかる消耗品の負担は落札者の負担とする。

2 清掃範囲及び内容

- (1) 玄関ホール、事務室、研修室、小会議室、書庫、白衣保管室、給湯室、休憩室、更衣室、廊下、階段、男子・女子 トイレ、多目的トイレ、シャワー室
(別紙平面図及び床面積 参照)
 - ア 床部分
毎日掃き(ただし、事務室については週1回)とする。
また、汚れのひどい時は水又は中性洗剤又は薬品にて汚れを除去する。
ワックス掛けは行わない。
 - イ ガラス部分
玄関のドアガラスは毎日、室内装備のガラスは月1回とする。
 - ウ タイルか所
シャワー室及び玄関ホールのタイルは汚れの程度により、タイルクリーナー等で汚れを落とし洗净する。
- (2) 外構
適宜、ゴミ拾い及び草刈りを行う。
- (3) 貯水槽(ステンレス製円筒タンク 容量 2m³)
清掃作業を5月中に1回行い、貯水槽清掃報告書を提出する。

3 その他留意事項

- (1) 塵芥収集 適宜、各部屋のゴミ箱から塵芥を収集し、燃えるものと燃えないものを分別して、ビニール袋に詰めて所定の場所へ搬送する。
- (2) 庁舎2階の各検査室は精密機器がある関係上、床清掃は行わない。ただし、適宜、ゴミ箱から塵芥を収集する。
- (3) トイレットペーパー、手洗い石鹼等は常に使用できる状態に備えておく。
- (4) 備品、器具、器物等の損傷または事故が生じた場合は速やかにその旨担当者に報告し、業務運営に支障をきたさないものとする。
- (5) 予算の関係上、雇用人数は1名とする。